

### 1. 財政支援

#### 1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

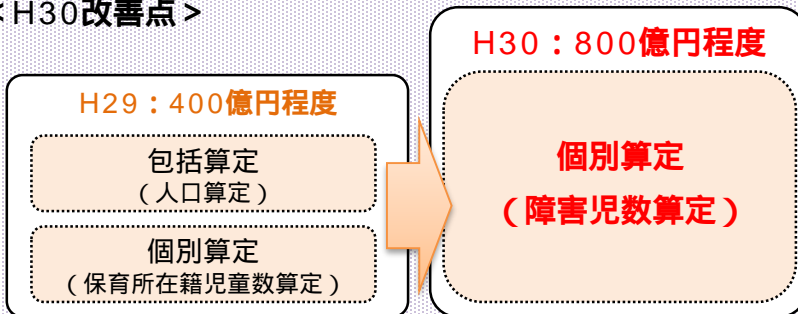
#### 2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から800億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

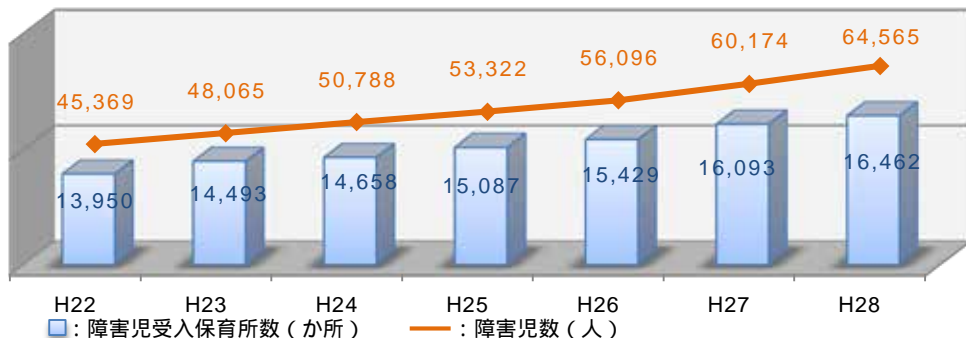
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>



### 2. 現状

#### 1 実施か所数及び受入児童数



#### 2 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

合計	担当職員数	
	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

厚生労働省子ども家庭局保育課調べ  
 障害児数には、軽度障害児を含む  
 障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員